

令和7年度第2回群馬県難聴児早期支援体制整備推進協議会

議事録

(事務局)

生活こども部 児童福祉課

健康福祉部 障害政策課

教育委員会 特別支援教育課

1 日時 令和8年3月12日(木) 19時00分から20時30分まで

2 場所 群馬県庁294会議室

3 出席者 委員13名、事務局9名

4 議事

(1) 難聴児支援中核機能体制整備について

5 報告事項

(1) 難聴児補聴器購入等支援事業について

(2) 新生児聴覚検査マニュアルの一部改正について

【資料説明】

(事務局)

議事について説明。

【情報共有・意見交換①】

(委員)

ようやくセンターの設置に行き着いたということにほっとしている。その上で、意見を申し上げる。

コーディネーターのフォロー体制、すごく大事だと思うが、困ったときに相談できるというよりは、本来はセンターに医師も常駐している必要があると思う。今回、コーディネーターは言語聴覚士資格所有者を想定していると思うが、言語聴覚士も一定程度は医療行為に関与することができるとはいえ、それは医師の指導監督のもとで行う必要がある。少なくとも困ったときに相談というよりは、顧問のような形が好ましいと思う。

加えて、7月に工事が完了してセンターが本格稼働できるということだが、4～6月の間、コーディネーターは何をするのか。

（事務局）

質問の1つ目については、コーディネーターが安心して、相談を受けられるような体制を整えたいと思っている。センターはあくまで相談者と関係機関を繋ぐ役割を担うものであり、医師を顧問という位置付けで配置する必要があるかは検討を要する。

2つ目は、県庁の執務室を拠点に、7月のセンターオープンに向けて準備を行うとともに、関係機関や市町村を回らせてもらう。

（委員）

センターで実施することに関して、法制度的におかしくない形にしてもらいたい。

（委員）

難聴児支援は3歳まででほとんど決まる。小学校、中学校、高校と各段階で教育を受けるが、その前にしっかりと支援を届けなければいけない。この支援は、S T・医療・行政の3輪だと考えていて、この舵取りをするのはやっぱり行政だと思う。そこに関係者が関わって、支援が充実していくイメージである。医師として協力できるところは大きいにある。

（委員）

困ったときに限らず、ある程度、恒常的にコーディネーターをサポートする体制が好ましい。アドバイザーは医師に限らず、教員等にも担ってもらい、幅広くサポートする体制がよいと考える。

これとは別だが、センターの改修工事について、昨今、工事事務の遅延のニュースをよく聞く。7月に工事完了とのことだが、業者選定や工事の進捗によっては、遅れるようなことも考えられるか。

（事務局）

工事業者に確認したところ、想定される工期は2週間程度と聞いているが、入札不調や資材調達に時間を要する等の事情が出てくれば、可能性はゼロではない。

（委員）

相談受付体制について、相談者からセンターに直接相談するケースを多く想定しているが、相談者は新しくできるセンターの存在はどのようにキャッチするのか。

(事務局)

市町村や関係機関にチラシを置かせてもらうとともに、県のホームページの開設も予定している。センターを知ってもらう機会を増やし、それを目にしてもらい、相談に来てもらう想定である。

(委員)

息子の耳が聞こえにくいと分かったとき、やはり情報が少なかった。20年経っているので、今はインターネットで情報収集できる部分も多いが、息子が人工内耳をつける手術をした際、非常に悩んだ。当時、聾学校を見学して、人工内耳を付けている児童の保護者に話を聞いて、家族と相談して付けることを決めたが、人工内耳を付けて良かった情報は聞けても、悪い情報はあまり入ってこなかった。当時は、人工内耳を長く入れている人で20～30年で、その先の心配もあり、この選択でよかったか、とても悩んだ。そういった点で、人工内耳を付けずに生活している方の話も聞きたかったし、それぞれの話を聞いた上で、色々踏まえて考えたかったという思いであることから、センターではそのような機会もつくれるとよいと思う。

また、先程、話した息子には姉がいるが、年子でそのフォローも大変だった。そういった部分の支援の充実もお願いしたい。

(事務局)

幅広く聾者の方から話を聞く機会や、兄弟の支援についても、現在、特定非営利活動法人きらきらと家族支援の中に盛り込めるように相談をしているところなので、進めていく中でご意見をいただきたい。

(委員)

先程、意見が出たが、親がまず心配をするのは、その場できちんと公平に情報を入手できるかということ。人工内耳もしくは手話言語など、聞こえないもしくは聞こえにくい人たちに対して、様々な情報を公平に提供できるということがセンターに求められる1つの役割だと考える。

偏った情報だけで決めてしまうと、成長した後に、後悔が残る。インターネット上に情報はあふれているが、県の機関だからこそ、正しい情報である安心してもらえると思う。

(委員)

相談受付体制について、現在、新生児聴覚スクリーニングで引っかかった児童は必ず医療機関に繋がっているが、医療機関に繋がる前に、センターを経由することになると

いうことか。そうすると、診断が遅れてしまうという懸念がある。受診しつつ、その間に心配だったらセンターにも相談できるという理解でよいか。

（事務局）

後者であり、これまでの医療機関受診のスキームを崩すものではない。

（委員）

息子にとって、人工内耳とても必要なものだと感じている。中学生のときに、なんで勝手に人工内耳を入れたのかと質問されて答えに困ったことがある。やはり親が決めても、子どもは悩むと思う。もちろん早期支援も必要だが、もう少し大きくなってからも相談ができるような場所があるといいと感じた。

（事務局）

早期支援に限定するものではなく、年齢層は幅広く受ける体制にある。ただ、現状、聾学校で地域支援的にそのような機能があると認識しているが、どうか。

（聾学校）

聾学校内にも、アドバイザーがおり、そういった相談にも乗っていると思うが、それだけでは不十分という意味か。

（委員）

その存在を知らなかった。今はもっと情報発信されているのかもしれないが、広く周知してもらえればと思う。

（聾学校）

学校で十分に応えきれてないところもあったかもしれないので、改善していきたい。

（委員）

以前も、この協議会で申し上げた部分だが、聾学校の乳幼児教育相談は、そもそも教員がやっていいのかが問われている。教員免許で教えられるのは3歳からあり、0～2歳はグレーゾーンである。文部科学省としては、乳幼児教育相談は教育や療育をしているわけではなく、相談だけ受け付けているだけという整理にしているが、実態としては、単なる相談ではなくて、療育を含めてやっているように感じる。ここを一刻も早く制度化すべきと言ってきたが、今の時間軸で考えたら、既に児童発達支援という受け皿がある。そこを上手く使っていき、3歳から聾学校の幼稚部に繋げるべきである。

これからセンターがスタートするが、まだ道半ばである。このセンターには、言語聴覚士が配置されるが、言語聴覚士の立場で支援にあたることができる。ここに医師等の配置があれば、さらなる充実が図られる。そのときに、乳幼児教育相談のあり方も含め、整理していく必要があると考えている。このような課題があるということを踏まえて、体制構築を進めてもらいたい。

また、幼児期や学齢期については、聾学校がセンター的な役割を担い、通常学級に通う児童の相談に乗っているところだが、その在り方についても考えていく必要がある。

【資料説明②】

(事務局)

議事について説明。

【情報共有・意見交換②】

(委員)

例えば、一側性難聴など、専門医が装用の必要を認めた場合が対象となるが、これまでの様式だけ提出すればよいのか、他に意見書が必要となるか。

(事務局)

基本的には、現在のスキームの中で行うが、新たに意見書が必要か、整理する。

(委員)

補助率は、県 3 分の 1、市町村 3 分の 1、個人負担 3 分の 1 で変わらないか。

(事務局)

お見込みのとおり。

(委員)

骨導式や補聴援助システムが対象に加わったことは画期的だと思うが、今後も新たなものに対応できるようにしてもらいたい。また、県ではこのように決めたが、市町村が受け付けないこともあるのか。居住地によって対応が異なることは好ましくない。

(事務局)

実際に市町村でどう運用しているかどうか全ては承知していないが、この事業は要綱やQ Aに基づいて対応しているはずである。今回、改正があるので、改めて市町村に周知するとともに、現在、県でホームページを公開していないので、ホームページを立ち

上げて当事者の方々にも発信していきたい。

【資料説明③】

（事務局）

議事について説明。

【情報共有・意見交換③】

（委員）

新生児聴覚スクリーニングも含め、こういった体制整備は耳鼻科で言い出し、実際に行うのは産婦人科となる。そのため、定着するまでに約１０年程度を要した。今後も産婦人科との連動はどのように考えているのか。

（事務局）

ご意見のとおり、産婦人科への周知啓発をしっかりと行っていく。

（委員）

マニュアルの相談機関の中にセンターを記載すべきと思うがどうか。

（事務局）

追記する。

（委員）

難聴児補聴器購入等支援事業については４月に要綱改正だと思うが、こちらも、このタイミングでマニュアルに反映することはできないのか。

また、マニュアルの最終結果が出た時の報告様式の仕様について、当該様式の使用が必須なのか不明確で、現状、任意様式で報告している。その辺を協議して、明確に決めてもらいたい。加えて、個人情報の取り扱いに関する同意書についても取り扱いが不明確である。今後、センターが立ち上がり、関係者間で個人情報を提示して協議する機会が増えるのであれば、その辺はしっかりと整理しておく必要がある。

（事務局）

マニュアルが作成当時から曖昧なところがあったと思う。取り扱いについて、整理したい。